

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年5月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800395号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900006号

第1 結論

昭和56年*月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年*月から昭和58年3月まで

私の母は、役所の人に、学生であっても国民年金に入れるようであればその方が良いとアドバイスをもらい、私が20歳になった昭和56年*月頃にA市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、平成5年に私が就職のためにB県へ転居するまで、私の国民年金保険料を納付してくれていた。

私は母から、「女の子だから、男性と違い年金も少ないし、結婚もするので何があっても将来安心して生活できるように、20歳になって直ぐから国民年金を支払っているから安心しなさい。」とずっと聞いていた。

請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。) *は、当該国民年金番号前後の番号に係る任意加入被保険者の資格取得日から昭和58年4月頃にA市において払い出されたと推認でき、請求者の国民年金の加入手続きはこの頃に行われたと考えられ、請求者が20歳となった昭和56年*月頃に母親が請求者に係る国民年金の加入手続きを行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、上記加入手続き時点で、請求期間の国民年金保険料は遡って納付することが可能であるものの、請求者の母親は、請求期間の保険料を遡って納付していないと陳述している。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、上記国民年金番号以外に請求者の国民年金番号を確認することはできない上、国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認を行ったものの、請求期間である昭和56年*月から昭和58年3月までの間にA市において払い出された国民年金番号の中に、請求者に係るものは見当たらない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。